

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

生活支援員募集要項

物忘れのある高齢者や知的障害・精神障害のある方等、判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用やそれに伴う金銭管理を行うことが一人では難しい方や相談相手が必要な方がいます。

狭山市社会福祉協議会では、このような方々を対象として実践している「福祉サービス利用援助事業」（通称：あんしんサポートねっと）の生活支援員を募集します。

1. 具体的な活動内容

支援が必要な方の自宅（または施設）を訪問していただき、以下のようなサービスを行っていただきます。

(1) 福祉サービスの利用援助

- ・ 福祉サービスの利用、または、やめるために必要な手続き
- ・ 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する場合の手続き
- ・ 日常生活に必要な事務手続き

(2) 日常的な金銭管理サービス

- ・ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・ 医療費を支払う手続き
- ・ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・ 日用品等の代金を支払う手続き
- ・ 上記の支払いに伴う預金の払戻、解約、預け入れの手続き

(3) 利用者の状況についての報告及び研修・ケース検討会への参加

2. 募集職種

職 種 生活支援員

採用人員 若干名

活動任期 2年（但し、再任あり）

本募集での任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 応募資格

- (1) 年齢20歳以上（令和2年4月1日現在）の方
- (2) 狭山市内にお住まいの方
- (3) 月2回以上活動できる方
- (4) 高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意を有し、心身共に健康な方

(5) 普通自動車免許を有する方

※ 次に該当する方は応募できません。

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 応募方法

生活支援員志願調書を提出

(所定の用紙。ホームページからダウンロードすることができます。令和2年2月5日まで、社会福祉会館および社協狭山市駅東口事務所、老人福祉センター宝荘、寿荘、不老荘でも配布します)

①提出先 狭山市社会福祉協議会 狭山市駅東口事務所

②提出方法 郵送または直接狭山市駅東口事務所へ持参

* 提出書類については、返却致しません。

5. 応募期間

令和2年1月14日(火)～2月5日(水)(消印有効)

6. 選考方法

面接による選考

①面接日 令和2年2月17日(月)～18日(火)のいずれか(予定)
(時間は後日連絡します)

②面接場所 狭山市障害者基幹相談センター会議室(社協狭山市駅東口事務所の隣)
(狭山市富士見1-1-11)

7. 合否の連絡

応募者全員に、結果を通知します。

* 選考結果等に関する問い合わせには、一切応じません。

(1) 登録

選考に合格された方に登録していただきます。

(2) 研修

狭山市社会福祉協議会で実施する予定の「生活支援員研修」に参加していただきます。

実施日 令和2年3月中(講義等)を予定しています。

場 所 狭山市障害者基幹相談センター会議室(社協狭山市駅東口事務所の隣)

(3) 採用

研修終了後、福祉サービス利用援助事業の利用者の状況等を考慮し、登録していただいた方の中から適宜、活動に入っていただきます。なお、本事業の利用状況により、活動開始が数ヶ月先になることもありますので、ご了承ください。

8. 活動条件

(1) 活動日及び活動時間

月1日から月8日程度。9：00から17：00の間で活動可能な時間。1回の活動時間は1時間から3時間程度。

(2) 活動報酬

利用者への活動援助にかかわる時間に対して、1時間あたり800円と活動費として、1回あたり200円（内容によっては600円）を支給します。

(3) 活動場所

狭山市内及び近郊

9. 申し込み及び問い合わせ先

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

〒350-1306 狭山市富士見1-1-11 狭山市駅東口事務所

電話 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668（地域福祉担当 浦野）

E-mail daihyou@sayama-shakyou.or.jp